

令和元年度答申第85号
令和2年3月3日

諮問番号 令和元年度諮問第106号（令和2年2月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年7月17日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から平成31年1月16日までであった。

（就職支援計画書、訓練カリキュラム）

- (2) 審査請求人は、平成30年9月5日、本件訓練を欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成30年9月19日付け）、出席簿）

- (3) 審査請求人は、平成30年9月19日、処分庁に対し、同年8月17日から同年9月16日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、同月19日付けで、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成30年9月19日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、平成30年10月4日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年2月7日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

台風の影響により、平成30年9月4日の昼頃から同月5日までP社が全線で運転見合せとなっており、Q社D線の駅に行くまでの道も信号機が曲がっていたり、木や看板が倒れていたりと危険な状況だった。同日の11時頃にハローワークに確認の電話を入れた際、8割出席していれば、給付金は出ると言われた。また、当日はアルバイトが入っていたため、遅延しているQ社D線で通うと、アルバイトに遅刻するおそれがあった。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであるが、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042（2）へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。

2 審査請求人は、平成30年9月4日に発生した台風に起因する公共交通機関の運転見合せによって同月5日の訓練を欠席している。

確かに、審査請求人が通所経路として利用しているP社C線は同日に運休していたものの、代替交通経路であるQ社D線が同日11時時点で運転再開していたことが確認されている。また、審査請求人の最寄り駅（Q社D線・E駅）から訓練施設の最寄り駅（Q社D線・F駅）まで、平常時であれば30分程度で通所することが可能である。なお、台風は前日（同月4日）に通過をしており、暴風雨等が強くなる等により新たに災害が発生するおそれはなかったものと考えられる。

これらを考慮し、Q社D線を利用すれば、同月5日12時前後には訓練施設に到着し、午後からの訓練を受講することが可能であると判断して、処分庁は審査請求人に対してQ社D線を利用した通所を指示したものである。しかしな

から、審査請求人は、処分庁からの指示を受けたにもかかわらず、訓練施設への通所が困難であると自己判断をし、訓練を欠席している。

そのため、審査請求人の同日の欠席が、台風に起因する公共交通機関の運転見合せに伴う「やむを得ない理由」によるものとは認められない。

- 3 審査請求人は、訓練の8割を出席していれば給付金が支給されると処分庁から電話で言われたと主張している。しかし、処分庁は、支給を受けようとする支給単位期間中の全ての実施日の受講が必要であること、ただし「やむを得ない理由」による欠席・遅刻・早退がある場合については、当該支給単位期間中の訓練実施日数に占める受講日数の割合が8割以上であれば給付金が支給される場合があるということを、審査請求人が訓練を欠席した日（平成30年9月5日）等に説明している。この点、審査請求人も「求職者支援訓練受講に当たっての注意事項」に署名し、その内容について同意していることから、審査請求人の主張は認められない。
- 4 審査請求人は、平成30年9月5日はアルバイトがあり、遅延しているQ社D線を利用するとアルバイトに遅刻するおそれがあったと主張している。この点、処分庁は、訓練期間中に訓練の受講に支障のない程度でアルバイト就労を行うことは可能であると説明しているが、その説明に併せて、アルバイト就労が原因で訓練受講において欠席・遅刻・早退が発生すれば、「やむを得ない理由」によるものとして認められないと審査請求人に対し、説明している。このことから、アルバイト就労を理由とする欠席についても、「やむを得ない理由」によるものとは認められない。
- 5 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、これは法令等の根拠にのっとり正当なものであると考えられ、維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練

は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、平成30年9月5日に実施された訓練について、終日欠席しており、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

審査請求人は、平成30年9月5日の欠席について、通所のため利用していた交通機関が運行していなかったこと等を理由とするが、関係資料によれば、審査請求人が利用していたP社C線が運休していたとしてもQ社D線の利用により訓練出席が可能であったと認められ、終日欠席がやむを得なかったとは認められない。

「やむを得ない理由」による欠席については、審査請求人は処分庁から説明を受けていたものと認められ、審査請求人の主張はいずれも採用できない。

3 付言

本件不支給決定通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、平成30年9月5日の欠席について、「やむを得ない理由」による欠席に当たらないと判断された理由はこの記載からは分からない。いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史